第三十回	二億六千六十四万円	二億六千五十三万六千二百四十円	〃
第三十一回	三億七千七百十九万円	三億七千七百二万四千七百六十円	〃
第三十二回	一億三千百七十四万円	一億三千百六十八万七千五百五十二円	〃
第三十三回	一億九千七百五十三万円	一億九千七百四十四万三千四百八十七円	〃
第三十四回	八千七百五十八万円	八千七百五十四万五千百四十六円	〃
第三十五回	十二億五千四百八万円	十二億四千八百八十三万三千六百九十一円	〃
第三十六回	九億九千九百二十七万円	九億九千五百四十八万七千八百三十二円	〃
第三十七回	十九億千百六十七万円	十九億三百六十七万二千七百三十一円	〃
第三十八回	八億七千二百九十二万円	八億六千九百六十一万六千七十六円	〃
第三十九回	二十六億六千七百四十万円	二十六億五千六百二十四万千百四十円	〃
第四十回	十二億五千四百六十二万円	十二億四千九百八十七万千三百四十九円	〃
第四十一回	四十億三千四百十四万円	四十億千七百二十六万三千四百四十四円	〃
第四十二回	五千三百十三万円	五千二百九十四万二千八百六十六円	〃
第四十三回	三百万円	二百九十九万千六百七十八円	〃
第四十四回	二千百三十万円	二千百二十六万四百十一円	〃
第四十六回	九千六百七十一万円	九千六百七十万七千四百五十六円	〃
第八百一回	一億二十三万円	一億十九万八十二円	〃
第八百二回	五千百一万円	五千九十八万九千六百八十円	〃
第八百三回	三百万円	二百九十九万八千八百六円	〃
第八百四回	三千三百五十七万円	三千三百五十五万六千六百四十八円	〃
合計	九百九十四億二千八百十五万円	九百九十三億二千十五万五千五百六円	〃

○財務省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、環境省告示第一号

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成十三年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第四号）第三条第二項の規定に基づき、平成二十四年三月三十日財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号の全部を改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令第三条第二項の主務大臣が定める期間及び基準発生原単位

（期間）

第一　食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（以下「判断基準省令」という。）第三条第二項の主務大臣が定める期間は、平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日までとする。

（基準発生原単位）

第二　判断基準省令第三条第二項の主務大臣が定める基準発生原単位は、次の表のとおりとする。

業種	基準発生原単位
肉加工品製造業	113kg／百万円
牛乳・乳製品製造業	108kg／百万円
水産缶詰・瓶詰製造業	480kg／百万円
野菜漬物製造業	668kg／百万円
味そ製造業	191kg／百万円
しょう油製造業	895kg／百万円
ソース製造業	59.8kg／t
パン製造業	194kg／百万円
麺類製造業	270kg／百万円
豆腐・油揚製造業	2,560kg／百万円
冷凍調理食品製造業	363kg／百万円
そう菜製造業	403kg／百万円